

生活環境を整えるサービス

自立した生活をするための福祉用具をかりる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



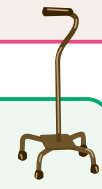
月々の利用限度額の範囲内で、
実際にかかった費用の1～3割
を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- ① 手すり(工事をとまなわないもの)
- ② スロープ(工事をとまなわないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)



⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

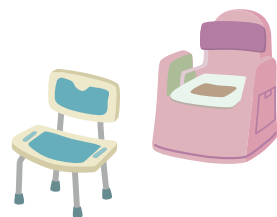
適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
・事業者には下記①、②が義務付けられています。
① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
 - 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
 - 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
 - 簡易浴槽
 - 移動用リフトのつり具の部分
- ※費用はいったん全額支払っていただくことになります
※購入費の支給を受けるには申請が必要です。購入後、所定の申請書に「領収書」と「商品カタログの写し」を添付して申請してください
※県の指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください



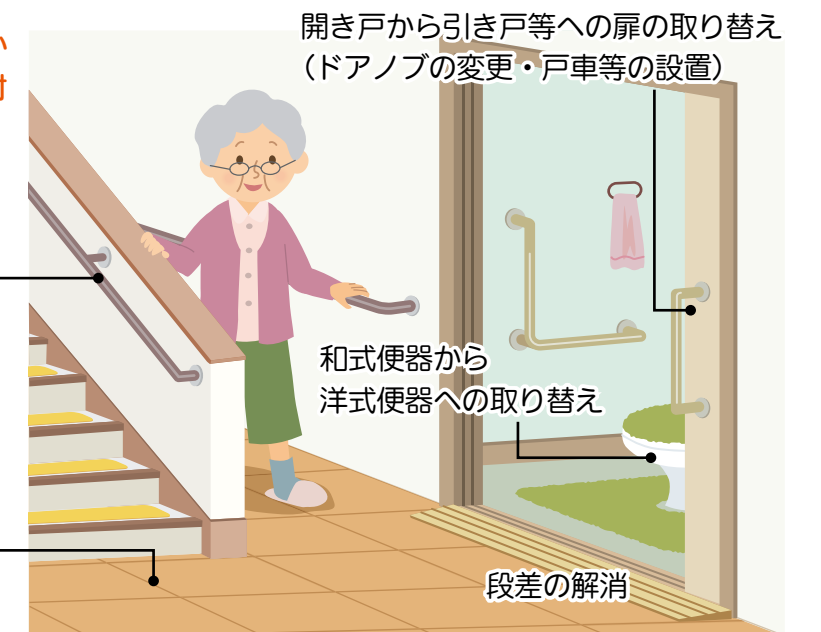
年間10万円までが限度で、その1～3割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

より安全な生活が送れるように住宅をリフォームする

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく工事費の上限20万円まで住宅改修費が支給されます。
(自己負担1～3割)

● 工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう

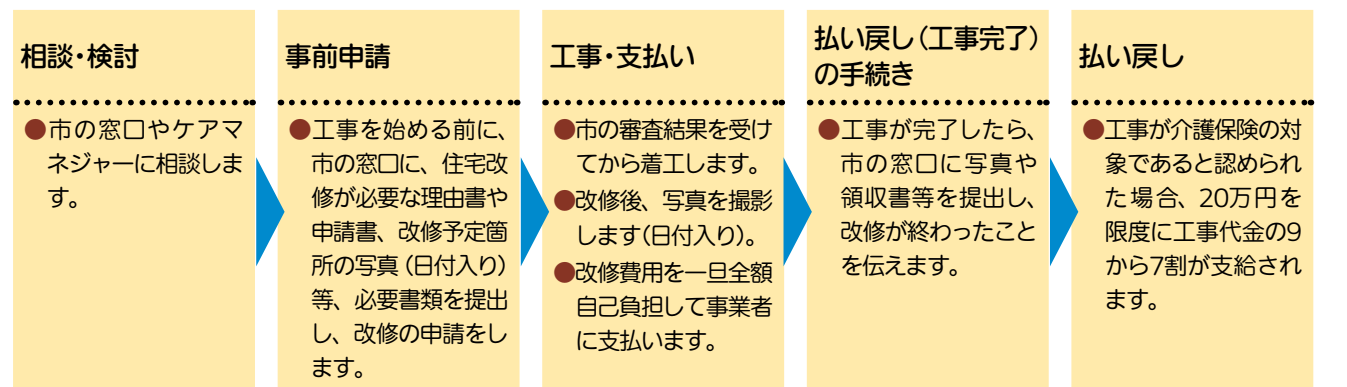


◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消(付帯する工事として転落防止柵の設置)
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

◎手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】



利用限度額 / 20万円まで(原則1回限り)

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます
※引越した場合は要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます
※本人や家族などがリフォームを行ったときには、材料の購入費のみが対象となります

しくみと加入者

保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧